

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川県労働局
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-1	アスベストにばく露している可能性のある作業にはどのようなものがありますか。 (令和5年4月1日更新)

【答】

厚生労働省によれば、次のような作業に従事していた方はアスベストにばく露している可能性があります。

- ① 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③ 以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
- ⑩ 上記①から⑨までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- ⑪ 上記①から⑩までの作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

なお、厚生労働省が令和4年12月14日に発表した、業種別のアスベストによる肺がん、中皮腫の労災認定等の件数は次頁のとおりです。

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

	事業場数	労災保険法(令和3年度)											特別遺族給付金(令和3年度) ^{注3}				
		認定件数 ^{注1}		小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫
		うち死亡	うち死亡		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡					
建設業	667	675	248	655	212	71	348	130	41	14	11	2	43	11	20	9	11
建築工事業	1	1		1			1										
建築工事業(既設建築物設備工事業を除く。)	498	505	189	492	153	54	273	101	25	9	7	1	34	11	13	7	6
既設建築物設備工事業	113	114	39	108	42	11	44	17	13	5	2		7		6	1	5
機械装置の組立て又は取り付けの事業	12	12	3	12	3	1	5	2	2				2				
水力発電施設、ずい道等新設事業																	
道路新設事業																	
鉄道又は軌道新設事業																	
その他の建設事業	43	43	17	42	14	5	25	10	1		2	1		1	1		
鉱業	1	1	1	1			1	1									
金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)																	
原油又は天然ガス鉱業																	
採石業																	
その他の鉱業	1	1	1	1			1	1									
製造業	280	344	141	334	108	37	184	76	18	10	8	2	16	6	10	4	6
食料品製造業	2	2	2	2					1	1				1			
たばこ等製造業	1	1	1	1			1	1									
繊維工業又は繊維製品製造業	8	12	5	12	4	3	5	2			1		2				
木材又は木製品製造業	5	5	1	5	2	1	1		2								
パルプ又は紙製造業	5	5	3	5	1		3	3	1								
印刷又は製本業																	
化学工業	25	27	11	26	11	2	12	6	1	1	1	1	1	1	1	1	
ガラス又はセメント製造業	8	12	5	11	4	1	6	3	1						1		1
コンクリート製造業	5	5	1	5	3	1	2										
陶磁器製品製造業	3	3	2	2			2	1							1		1
その他の窯業又は土石製品製造業	21	30	14	30	13	7	9	4	5	3			3				
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	18	24	10	22	7	3	15	5							2		2
非鉄金属精錬業	4	4	4	4	2	1	1		1								
金属材料製品製造業(鑄造業を除く。)	4	4	2	4	1		3	2									
緑物業	5	6	2	6			3	1			1		2	1			
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	27	28	10	27	6	1	21	8							1		1
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)																	
めっき業																	
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	26	28	11	27	12	2	14	7	1	1				1	1		
電気機械器具製造業	10	10	3	10	2		5		1	1			2	2			
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	42	47	19	46	9	4	35	12	2	2				1	1		
船舶製造又は修繕業	52	82	37	80	29	11	43	21			3	1	5	2	2	1	1
計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)																	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1	1		1			1										
その他の製造業	8	8	2	8	2	1	2		2	1	2						
運輸業	20	20	8	20	5	2	12	4	1		1	1	1	1			
交通運輸事業	2	2	2	2			2	2									
貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	12	12	3	12	4	1	6	1	1				1	1			
港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	2	2	2	2			1	1			1	1					
港湾荷役業	4	4	1	4	1	1	3										
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	6	1	6	4	1			1		1						
その他の事業	58	60	29	59	19	8	33	17	3	1	1	1	3	1	1		1
農業又は海面漁業以外の漁業																	
清掃、火葬又はと畜の事業	1	1	1	1	1	1											
ビルメンテナンス業	4	4	1	4			2	1	1				1				
倉庫業、倉庫業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業																	
通信業、放送業、新聞業又は出版業																	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	23	23	12	22	7	2	12	7	1	1	1	1	1	1	1		1
金融業、保険業又は不動産業																	
その他の各様事業	30	32	15	32	11	5	19	9	1				1	1			
船舶所有者の事業	1	1		1			1										
合計	1,033	1,107	428	1,076	348	119	579	228	64	25	22	6	63	19	31	13	18

注1 認定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(令和3年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川労働局
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-2	石綿を取り扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きましたが、どこで手続きをすればよいのでしょうか。（令和5年4月1日更新）

【答】

- 健康管理手帳とは
石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方(※)については、将来、肺がんや中皮腫などの健康障害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っています。健康管理手帳の交付を受けると、指定された委託医療機関で、健康診断を6か月に1回、無料で受けることができます。（平成21年4月1日から周辺業務も対象となりました。）
※ 対象となる離職者には、過去に石綿業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方も含まれます。
- 対象となる業務とは
石綿(全体の重量の0.1%を超えて石綿を含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(直接業務)だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露所見がある方も対象です。直接業務の例としては次のような業務があります。
 - ・ 石綿製品の製造工程における作業
 - ・ 石綿の吹付け作業
 - ・ 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
 - ・ 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 健康管理手帳の交付要件とは
次のいずれかに該当することが必要です。
 - (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。（直接業務及び周辺業務が対象）
 - (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。）（直接業務のみが対象）
 - ・ 石綿の製造作業
 - ・ 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - ・ 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業
 - (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。（直接業務のみが対象）
- 問合せ先 神奈川労働局労働基準部健康課（045-211-7353）へ

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-3	労災補償を受けるにはどうすればよいのですか。 (令和5年4月1日更新)

【答】

業務上、アスベストを吸入し、それが原因でアスベスト疾患に罹ったり、亡くなられた場合には、労災としての認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。

労災保険の給付には、治療費の給付に当たる療養補償給付や治療するために会社を休んだ場合に支給される休業補償給付等がありますが、いずれの場合も請求書に必要事項を記入して、医療機関又は労働基準監督署にその請求書を提出して手続きを行います。

なお、労災補償を受ける権利は、退職しても変わりません。したがって、アスベストを取り扱う業務に従事し、退職された後に中皮腫等の疾病を発症されても補償を受けることができます。詳しくは、神奈川県労働局または各労働基準監督署にお尋ねください。

参考 神奈川県労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

担当部署	神奈川県労働局
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-4	「建設アスベスト給付金制度」が創設されたとのことですが、それはどのような制度ですか。 (令和5年4月1日更新)

【答】

「建設アスベスト給付金法」(特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律)が令和4年1月19日から施行され、給付金請求の受付が開始されました。

この給付金は、

- ① ある一定の期間ごとに建設業に従事して
- ② 石綿関連疾患にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主(家族従事者等を含む)

に対して、病態区分等に応じて550万円から1,300万円支給するものです。請求は本人、またはご遺族の方からとなります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。または労働局、各労働基準監督署にお尋ねください。

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/kensetsu_kyufukin.html

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

神奈川県労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

担当部署	神奈川県労働局 産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-5	時効により、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅していますが、どのようにしたらよいですか。(令和5年4月1日追加)

【答】

アスベストを取り扱う作業（C-1参照）に従事したことにより、中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚等が原因で、令和8年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対して、特別遺族給付金（特別遺族年金または特別遺族一時金）が支給されます。

（特別遺族給付金の請求期限が令和14年3月27日までに延長されました。）

現行法上、石綿救済法の特別遺族一時金は、次の場合に支給されます。

- (1) 石綿救済法の施行日（平成18年3月27日）等において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。
- (2) 特別遺族年金の受給権者がなくなった場合において、それまでに支給された特別遺族年金の額が、1,200万円未満のとき。

特別遺族給付金や労災保険の遺族補償については、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

※労働基準監督署の一覧はG-11をご覧ください。

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/izoku/index.html

神奈川県労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>